

里親支援に関するインタビュー調査の結果

令和6年6月

総務省行政評価局

目次

1 調査の概要	
(1) 調査目的	1
(2) 調査対象	1
(3) 調査方法	1
(4) 調査期間	1
(5) 調査事項	1
(6) 調査結果の見方	1
2 調査の結果	
(1) 児童の受託や養育中の支援について	2
①養育時の悩みや困りごとの相談先について	2
②児童相談所又は里親支援機関から受けた支援について	8
(2) 未委託里親の支援について	13
①未委託期間中に受けてよかった支援等	13
②里親登録を続けたいと思わない理由	15
(3) 共働き世帯への支援について	16
①共働き世帯であることで児童の受託を断念した実例	16
②児童を養育するに当たって実施した工夫等	20
③措置費について	26
(4) 障害児・被虐待児の受託について	27
①障害児・被虐待児の養育上の困りごと、必要な支援等	27
②専門里親登録（制度）について	35
(5) 里親会について	39
①里親会の加入理由、メリット	39
②里親会に未加入の理由	41
③里親会に係る改善要望等	43

1 調査の概要

(1) 調査目的

当省が実施した「社会的養護に関する調査－里親委託を中心として－」の一環として実施した「里親支援に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）の回答内容等に関し、実例を中心に養育上の課題や改善要望を把握し、関係行政の改善について検討することを目的に実施したものである。

(2) 調査対象

アンケート調査においてインタビューに協力する意向を示した里親の中から、回答内容等を踏まえ選定した里親 97 世帯

(3) 調査方法

選定した里親と対面又は電話、メール、Web 会議により実施

(4) 調査期間

令和 5 年 9 月上旬から 10 月中旬

(5) 調査事項

- ア 児童の受託や養育中の支援について
- イ 未委託里親への支援について
- ウ 共働き世帯への支援について
- エ 障害児・被虐待児の受託について
- オ 里親会について

(6) 調査結果の見方

- ・ 里親個人の意見であり、児童相談所等の関係機関に事実確認等を行っていない。
- ・ 里親個人が特定されないようにする観点から、内容や趣旨をゆがめないよう十分に注意した上で一部修正して掲載しているものがある。

2 調査の結果

(1) 児童の受託や養育中の支援について

① 養育時の悩みや困りごとの相談先について

i) 児童相談所への相談事例

アンケート調査において、児童相談所の相談対応が期待どおりであったと回答した具体的な理由について、親身な対応により気が楽になったこと、手続のアドバイスや医療機関を紹介してくれたこと、児童の養育時のトラブルに対応してくれたことなどが聴かれた。

また、児童相談所の相談対応が期待どおりでなかったと回答した具体的な理由については、迅速な対応がなされなかったこと、寄り添った対応がなされなかったことなどが聴かれた。

児童相談所の相談対応が期待どおりであったと回答したもの
児童の行動や保育所でのトラブル等を相談したことがあり、相談の都度親身に対応してくれたため感謝している。具体的な児童相談所への相談の一例として、児童がミルクを大量に飲まないと泣き止まないことに悩んで相談したときに、児童相談所から「試し行動の一つであり、いずれは収まるので今は飲ませておけば大丈夫」と助言してもらったことで、とても気が楽になったことがある。
児童を受け入れたとき仕事をしていたので、保育所の入所について相談したところ、入所手続について、児童相談所からアドバイスしてもらったり、役所に書類を提出する際には一緒に行ってくれたり、自分と児童の名字が違うことで困ったら手続を手伝ってくれたりした。また、将来、特別養子縁組をする予定であったので、保育所での児童の名字の呼び方についても、先々のことも考慮し、児童相談所が保育所に説明をしてくれた。児童相談所の職員が入所に関わる対応を一緒に行ってくれて非常に心強かった。
児童が幼児の頃、入院する大怪我をし、児童相談所に怪我の程度や経緯を連絡したところ、必要な対応等についてのアドバイスが得られ、また、医療費支払に係る手続も行ってくれたため、助かった。
最初に養育した児童がやんちゃをして問題を起こし、学校から苦情を言われることがあったため、児童相談所に学校との間を取り持ってもらった。児童相談所が学校に「何かあれば、今後は児童相談所に言ってほしい。児童が問題を起こしているのは、里親だけのせいではない。」と言ってくれたようである。

児童(乳児)がおもちゃを誤飲した可能性があったので、夜間ではあったが、児童相談所に電話相談した。電話に出た当直の児童福祉司は、誤飲しているかを確認するためのチェックポイントを教えてくれたほか、消防署に連絡し、休日夜間の救急診療を行っている小児科医院を探して紹介してくれた。近くの医療機関は休診していたので、非常に助かった。

児童相談所の相談対応が期待どおりでなかったと回答したもの

児童がまだ幼児のため、児童相談所には、悩みごとの相談をするというよりは、児童の実親の様子を聞いたり、レスパイト・ケアの日程調整、以前児童がかかった病院から領収書が送付されてきたがどうすればよいかなど分からない事項に関する問合せをし、その状況等を教えてもらったりしている。

児童相談所の職員は、担当者が代われば、次の担当者が児童の特性を必ずしも知っているとは限らず、事務的な対応をされることもあるので、話しづらい面がある。

児童相談所は、受託後、1 か月後、3 か月後、半年後の頻度で家庭訪問に来た。その際には経験豊富な里親も一緒に来てくれ、「養育上の悩みがあれば相談してほしい。」と伝えられ、連絡先を交換したが、いつも多忙な様子であり、連絡がつかない、対応に時間が掛かるなど、気軽に相談できる雰囲気ではなく、担当職員とコミュニケーションをとることが難しいと感じることがあった。

今になって考えると、児童相談所と乳児院との役割分担があるように感じるが、受託当初はそうした関係が分からないため、児童相談所も里親から相談を受けた場合には里親の不安や悩み等に寄り添った支援をしてほしいと思った。

また、実子が児童(里子)の受託のことで悩んでしまい、自分たちもどうすればよいか分からなかった時も、乳児院の心理職は親身になって、児童(里子)のことだけでなく、実子のことにも相談に乗り、気にかけてくれたため、実子も信頼して相談することができたが、児童相談所は話を聞いてくれても具体の支援や解決策の提示はなかった。

2年間で児童相談所の担当職員が3回も代わったが、その間我々に担当交代の連絡がなかった(書面で通知があったかもしれないが、電話等での連絡はなかった。)と記憶している。1番最初の担当職員は実親と連絡がとれる関係にあったが、その後の担当職員は実親に会うことができていないようであった。

ii) 児童相談所に相談しなかった理由

アンケート調査において、児童相談所に相談しなかったと回答した具体的な理由について、児童相談所が多忙で連絡がつながりにくいこと、児童相談所以外に相談先があること、担当が代わる頻度が高く支援の継続性が担保できないこと、措置権限があるため相談しにくいことなどが聴かれた。

<p>児童相談所が多忙なため連絡がつながりにくいとするもの</p> <p>児童相談所が多忙であるため、よほどのことがない限り児童相談所に相談することは考えなかった。</p> <p>また、就学時検診や委託期間の延長などについて児童相談所から連絡がくることがあったが、仕事で出られず、折り返すと今度は児童相談所の担当者が不在などで、また後日仕事に折り返しがあるなど、連絡がうまくいかないことがあり、つながりにくい印象があるため、余り連絡しようと思わない。</p>
<p>児童相談所以外に相談先があるとするもの</p> <p>児童の養育上の相談であったため、当該児童にあわせた具体的な養育方法等を知らない児童相談所に相談するよりは、児童のことをよく知っている乳児院（児童が入所していた施設）に相談し、何が原因なのか、どういう対応をしたらよいか（注）など具体的な養育方法を教えてもらった。</p> <p>（注）例えば、どういう時に泣き、その時どういう対応をしたらよいか、どういう環境で食事をした方が児童にとってよいかなど</p>
<p>担当が代わる頻度が高く支援の継続性が担保できないとするもの</p> <p>障害などの養育上の問題については、療育機関や病院、学校などに相談して連携しながら対応しており、児童相談所には、実親の同意が必要なものについてその都度対応してもらっているが、担当のケースワーカーが毎年のように代わるため、支援の継続性が担保できていないと考えている。</p>
<p>児童相談所に措置権限があり、相談しにくいとするもの</p> <p>頑張っってよい子に育てなければと思うにつれて、児童（里子）が駄々をこねたり甘えたりといった試し行動をする回数が増えていった。これに伴い、実子も試し行動を行うようになっていった。</p> <p>また、児童（里子）が夜に泣き出すことがあったため、これについても児童心理司等に相談したかったが、当該児童は、自宅養育から乳児院、里親へと複数回措置変更されていることから、児童相談所に相談して再度措置変更になってしまうことを恐れ、児童相談所に相談しにくかった。</p>

iii) 里親支援機関への相談実例

アンケート調査において、里親支援機関の相談対応が期待どおりであったと回答した具体的な理由について、気軽に相談しやすいこと、専門的で多様な視点からアドバイスが得られること、早朝や深夜でも相談に乗ってもらえることなどが聴かれた。

また、里親支援機関の相談対応が期待どおりではなかったと回答した具体的な理由については、里親支援機関との信頼関係が構築できていないことなどが聴かれた。

里親支援機関の相談対応が期待どおりであったと回答したもの
<p>児童がまだ幼児のため、里親支援機関には悩みごとの相談をするというよりは、児童のきょうだいと面会できないかといったことや、一般的な育児相談（夜泣き、食べ物の好き嫌いなど）に関する事項について相談している。</p> <p>里親支援機関の職員は、会う頻度も多く、実際に児童の養育にも携わっているので話しやすい。</p>
<p>地域に2か所、児童養護施設があり、それぞれの里親支援専門相談員と交流がある。一方の里親支援専門相談員は、元々児童相談所に勤務していた者で、もう一方の里親支援専門相談員は、里親登録した当初の研修でお世話になった者なので、児童の委託の経緯を全て把握しており、安心して相談できる。</p>
<p>乳児院の心理職が親身になって相談に乗ってくれ、実子へのサポートを含めて非常に助かり、現在も信頼できる相談相手の一人になっている。自分から相談するだけでなく、乳児院の担当職員からも2か月に1回程度の頻度で状況を確認してもらっている。</p>
<p>養育に疲れたときに、「児童の養育を少し休みたい。」と里親支援機関に相談したところ、里親支援機関がある児童養護施設が開催しているサロンに児童を連れてくるよう連絡があった。</p> <p>このサロンでは、児童養護施設の保育士が児童の世話をしてくれたほか、同じ年代の児童を養育している母親と交流をすることができ、ママ友をたくさん作ることができた。</p> <p>これをきっかけとして、その後、この里親支援機関が開催するサロンに児童を連れて定期的に参加するようになり、養育の不安を軽減することができた。</p> <p>なお、当初、児童相談所に相談しようと考えていたが、児童福祉司から「児童相談所に相談しづらいと感じるのであれば、里親支援機関の相談窓口も気軽</p>

<p>に利用してほしい。」と案内されていたので、里親支援機関に相談した。</p>
<p>里親やファミリーホームは、預かっている児童が自立をするタイミングで支援が必要になる。たとえ里親に児童を自立させた経験があったとしても、自立に必要な制度について常に頭に入っているというわけではないので、自立支援を専門にしている機関からのサポートがあると、とても心強い。その点、居住する地域には、里親支援機関などの「資源」が多くあり、何か相談ごとがあれば、児童相談所よりは里親支援機関などに頼ることが多く、児童相談所は報告先というイメージである。</p> <p>児童相談所は、(虐待対応の) 保護で手一杯でなかなか里親支援まで手が回らず、相談対応が難しいだろうと考えているが、手一杯であるならば、児童相談所は里親支援機関を「支援」して、里親に里親支援機関の支援をつなげるという方針にかじを切ってもらいたい。児童相談所は措置機関であり、また管轄区域が広いので、里親支援機関からの支援を充実させることに力を注いだ方がよいのではないかと思う。仮に、里親のところで不適切な養育があれば、措置変更など児童相談所には適切な対応が求められるので、児童相談所の役割と里親支援機関の役割を分担した方がよいと思う。</p>
<p>児童相談所には措置権限があって頻繁に相談することに気が引けてしまうため、児童の行動に不安等を感じた時には児童養護施設に対して相談している。</p> <p>児童養護施設からは、施設運営のノウハウを生かして、里親の目線だけでなく、児童の目線など多方面からの視点で助言してもらえるため、非常に参考になっている。</p>
<p>里親支援機関の担当者とは電話・メール・SNSにより、早朝や深夜でも連絡したり、相談に乗ってもらったりしている。相談内容は、「児童に落ち着きがなく困ることがある」などといったささいなことがほとんどであるが、話を聞いてもらうだけで育児の負担が軽くなり、心強く感じている。このような里親支援機関ができたことで、児童相談所との距離感が縮まった印象を持っている。</p>
<p>里親支援機関の相談対応が期待どおりでなかったと回答したもの</p>
<p>民間フォスターリング機関や里親支援専門相談員からは、困ったときに相談してほしいと言われるが、児童のことやこれまでの経緯等を把握できていないため、信頼関係が構築できていない。今の関係のままでは、里親支援を担う立場</p>

であったとしても、不安や悩み等を正直に相談することが難しい。

iv) 里親会等への相談実例

アンケート調査において、里親会等の相談対応が期待どおりであったと回答した具体的な理由について、同じ立場の里親から実際の体験談を聞くことができたこと、悩み等の共有ができたこと、レスパイト・ケアの協力ができたことなどが聴かれた。

里親会等の相談対応が期待どおりであったと回答したもの

特別養子縁組の申立てを行ったことがある里親から、申立ての具体的な手続の内容や、児童相談所では聞くことができないような家庭裁判所の調査官からどのような質問があるかなどの実体験を聞くことができ、安心して手続に臨むことができた。

また、真実告知（注）の方法について、里親から実際の体験談を聞くことができ、とても勉強になった。

（注）育ての親とは別に、生みの親がいることを児童に伝えること。

同じ町内に居住する他の里親の児童が同じ保育所に入所しており、日頃から家族ぐるみで交流しているため、養育上の相談に対し助言を受けることができ、大変助かっている。

例えば、養子にした児童がよくないことをした際に厳しく叱ってよいかを疑問に思い、当該里親に対し相談したところ、「同じことを思っていたが、うちはちゃんと叱っている。」と言われた。他の里親も同じような悩みを抱えていることを知ることができ、気持ちがすっきりしたとともに、それ以降は、必要な場合はしっかりと叱るようにしている。

里親サロンは、昨年度までは毎月1回、今年度からは2か月に1回開催されており、都合がつけば参加するようにしている。里親サロンに参加している里親同士で、日常の養育の悩みごとなどを話し合っている（井戸端会議みたいなもので、ささいな悩みごとも多い。）。

また、里親会で SNS グループを作成しており（任意参加）、日常の悩みごとの相談などを行っている。

里親サロンで知り合い、同じくらいの年齢の児童を養育している里親と児童と一緒に遊ばせたこともある。他の里親の情報を知らないので、里親サロンに

<p>参加することでつながりができてよい。特に先輩里親の養育体験談を聞くことは、非常に参考になる。</p>
<p>先輩の里親に、児童が口をきいてくれないとか、恋愛の問題とか、思春期の児童への対応の仕方について相談した。自分一人で抱えるのは危険であり、よくないので、悩みを気軽に相談することができたことで助けられた。</p>
<p>類似の児童を養育する里親とグループを作ることで、里親同士で悩みごとを共有する機会を設けることができた。</p>
<p>以前レスパイト・ケアを利用する際に児童相談所から紹介を受けた里親と交流を続けており、里親同士でレスパイト・ケアのようにお互いに児童を預かってもらうことがあるほか、養育状況や養育上の悩み等について共有し、相談することができている。</p>

② 児童相談所又は里親支援機関から受けた支援について

アンケート調査において、児童相談所又は里親支援機関から受けた支援で「役に立った」、「役に立たなかった」又は「どちらとも言えない」との回答があったものについて、具体的な支援例を聴取したところ、次の内容が聴かれた。

○定期的な状況確認、家庭訪問に関する支援

<p>「役に立った」との回答があったもの</p>
<p>児童相談所と里親支援機関の職員と一緒に、月1回（後に2、3か月に1回）の家庭訪問をしてくれた。特に養育を始めた最初の3か月は、児童に慣れることで大変であったし、自身の疲れもたまり、養育に係る負担などの愚痴を家庭訪問してくれた職員に吐き出すだけでもストレス発散になった。</p> <p>また、養育していた児童は、委託前は里親支援機関に隣接する乳児院にいたことから、里親支援機関の職員が家庭訪問で来てくれた時に、乳児院にいた頃の話もしてくれたので、養育以前の児童のことがよく把握できた。例えば、「お風呂で頭から水を流すこともできる」という話をしたところ、「乳児院にいた頃は、水が苦手で顔を水につけることができなかった」という話を聞き、家庭養育によって今はこんなにできるようになったという喜びを感じることができた。そういうことが確認できると養育に張り合いができ、よかったと思う。</p>

<p>受託期間中、児童相談所による家庭訪問が複数回あったが、途中から児童が引き籠もるようになったため、私が自宅にいない時に児童と担当職員が二人で話し合うこともあれば、児童が自宅にいない時に私と担当職員が二人で話し合うこともあり、配慮や工夫をしながら対応してくれていると感じた。</p>
<p>受託の1週間後、1か月後及び2か月後の計3回は児童相談所の家庭訪問があり、その後は里親支援機関が引き継ぐ形で、毎月1回、定期的に家庭訪問に来てくれている。また、訪問の際には、里親の都合（児童が保育所に行っている時間帯を希望など）も聞いてくれる。</p> <p>里親支援機関は、訪問時に2時間近く滞在してくれるため、日頃のメールやSNSのやり取りでは相談しにくかったり、うまく伝えることが難しかったりする内容をじっくりと伝えることができ、非常に助かっている。</p>
<p>児童相談所の職員が定期的に訪問し、児童と一緒に遊びながら、近況を聞いてくれたり、自らの養育経験等を語ってくれたりして、気分転換することができた。</p>
<p>里親サロン等では、多数の里親が参加するため、児童相談所の担当者とはなかなか話ができないが、家庭訪問は、児童の発育状況などいろいろなことに関して思う存分聞いてもらうことができ、こちらとしても安心できる。</p>
<p>「役に立たなかった」又は「どちらとも言えない」との回答があったもの</p>
<p>児童相談所の担当職員から里親に対し連絡する、里親のことを把握しようとする機会が少ないため、コミュニケーションが十分にとれていないと感じる。一時保護での緊急保護の場合は、児童相談所から急に今から受託可能かと打診があり、受託日とその翌日くらいは様子を確認する連絡があるが、その後に連絡や家庭訪問を受けることがほとんどない。</p> <p>1年に1回の現況届の提出後に状況が変わることも多いが、自分たちから連絡しなければ、児童相談所から打診の時以外に連絡等を受けることがほとんどないため、現況届から状況変化がないか複数回にわたって確認することがあってもよいと感じる。特に未委託の時には、児童相談所から連絡や家庭訪問はなく、支援を受けているという実感はない。</p>
<p>児童相談所から定期的な状況確認の連絡がなく、基本的にこちらから児童相談所に連絡していたが、児童の発達障害の関係で相談しても、適切な回答が得られないことが多かった。児童相談所には「こういった困りごとや状況の時は、</p>

<p>ここの機関に相談すればよい」といったことがきちんと分かるように支援してもらいたいと思う。</p>
<p>知的障害の児童が高校生の時、里親、児童相談所の担当者、学校の先生とで今後の児童の自立支援について話し合うことがあり、家庭訪問で児童に1回も会っていない児童相談所の担当者が、終始事務的なことばかりを話し、里親の私たち夫婦からみたら、この担当者は本当に児童のことを分かっているのかと疑問に思った。</p> <p>家庭訪問をするのであれば、児童に会って児童の特徴等の状況を知ることが重要なので、それを行わない家庭訪問は役に立たないのではないかと思います。</p>
<p>受託当初は児童相談所の担当者が様子を見に来ていたが、共働きで日中の時間が合わず、里親の方が仕事を休んで家庭訪問に対応しなければならなかった。</p>
<p>担当職員の異動後、児童のこと、里親のこと、これまでの経緯、今までやってきたことなどを新しい担当職員が把握できていないと感じることが多々ある。担当職員が代わるたび、里親側からこれまでの経緯等を説明しなければならない。担当職員の異動が近い場合には一時的でも2人体制にして、後任者がこれまでの経緯等を把握するようにすれば、児童の特性やこれまでの経緯等をしっかりと引き継ぐことができるのではないかと感じる。</p>
<p>定期的な家庭訪問の際、児童心理司、ケースワーカー及び里親担当職員の3人で来る。担当の児童心理司はこれまで異動がなく、児童との関係性ができているので信頼できるが、担当ケースワーカーはこれまで5~6人代わり、児童や里親家庭のことを余り理解していない様子がうかがえる。また、里親担当職員は、訪問しても児童に声一つかけない。</p>
<p>児童相談所の職員は定期的な異動があるため、気が付くと担当職員が代わっていることがある。そのため、定期的な異動が想定されない里親支援機関による家庭訪問の方が相談しやすい場合もあると感じる。他方、何かトラブルがあった場合には、措置権限を有する児童相談所に相談することになるため、役割の分担だけではなく、児童相談所の職員の対応の改善に期待している。</p>

○レスパイト・ケア等の養育負担軽減に関する支援

「役に立った」との回答があったもの

自閉症の児童をレスパイト・ケアで預かったことがあり、自分たちもレスパイト・ケアを利用したことがあるため、里親の負担軽減のために役に立った。

現在の養子を児童（里子）として受託した当初、妻は働いており、児童（里子）のための育児休業制度がなかったため、有給休暇で対応しなければならず大変であったが、受託開始から1年後に特別養子縁組が成立した後は育児休業を取得することができ、養育の負担が軽減されたと記憶している。里親にとっては、受託した児童を養育するための育児休業制度を充実させた方がよいのではないかと感じる。

「役に立たなかった」又は「どちらとも言えない」との回答があったもの

レスパイト・ケア制度があるという説明を受けたが、利用する際、具体的にどのような手続を行えばよいかという説明がなかった。レスパイト・ケアを利用するには、口頭でお願いすればよいのか、書類が必要なのか、書類が必要ならどのような書類なのか、申請から利用するまでの期間がどのくらい掛かるのか、どのような手続をすればよいのかなどの説明や手引があった方がよいと思う。

また、レスパイト・ケアは、児童養護施設の空きがなく、ほかに預かってもらえる里親もいなければ利用できないため、利用できるかできないのか分からないような制度を利用したいとは思わなかった。利用できることが担保されている制度にしてほしい。

私の地域では「基本は里親同士でレスパイト・ケア先を探すもの」とされているため、探してほしいと児童相談所に依頼することに気が引けてしまう。そのため、レスパイト先を探すことが大変であり、見つからないこともあることから、その場合は自己負担で有料保育や家事代行を依頼している。しかし、丸1日でも預けることが可能なレスパイト・ケアと異なり、数時間単位での休養でしかなく、養育負担軽減としてのレスパイト・ケアには及ばない。他の地域ではレスパイト・ケア先を丁寧に探してもらったり、日数も柔軟に対応してもらったりしている（長期間希望してもげげんな顔をされない。）と聞いており、取扱方が異なることに不公平感がある。

○他の里親と知り合う機会の提供に関する支援

<p>「役に立った」との回答があったもの</p> <p>里親支援機関から、里親サロン、研修、キャンプなどのイベントに関する案内が SNS で送られてきて、予定が合う場合には出席している。里親サロンやイベントでは他の里親が我が家の児童をかわいがってくれたり、児童同士で遊んだりしていた。年齢が高い児童同士ではお互いに気持ちを共有できる感覚があり、強いつながりを感じるが見られて、よい取組だと感じた。里親サロンでは里親同士で話しやすいように児童と離してあげることがよかった。</p>
<p>児童相談所から月に 1~2 度、他の里親の情報（同じ月齢の子を養育している、住んでいる場所が近いなどの情報）をもらい、当該里親と交流するきっかけを作ってもらっていた。あとは、抱っこしたりあやしてもらったりするなど、とにかくかわいがってもらった。社会とつながっているという安心感もあった。</p>
<p>現在は養育していないが、里親サロンの案内があることは、ほっとらかしではないと感じるので安心である。</p>
<p>「役に立たなかった」又は「どちらとも言えない」との回答があったもの</p> <p>里親会の活動に積極的に参加することを通じ、里親メンターによる家庭訪問や里親サロンなど他の里親との交流を深めることができているが、里親の中には、他の里親とうまく交流できない里親もいるのではないかと感じる。以前、里親サロンの開催後、うまく交流できていない様子であった里親に声を掛けたところ、悩み等を相談してくれたことがあった。</p> <p>自分から積極的に交流することができない里親のために、例えば、児童相談所が、受託経験がない里親にファミリーホームで働きながら養育の経験ができるような機会を設けることにより、養育経験の蓄積だけでなく、里親同士の交流が深まるのではないかと考える。</p>

○研修に関する支援

<p>「役に立った」との回答があったもの</p> <p>児童相談所から年度始めに 1 年間の研修予定スケジュールが送られてくるほか、毎月研修や交流会のお知らせを郵送してもらっている。最近では真実告知に関する研修が開催され、大人になった元児童たちの話を聞くことができた。以前「真実告知を受けた児童側の話を聞いてみたい」と児童相談所の里親</p>

担当に話したことがあったが、実現してもらえて大変うれしかった。特別養子縁組をした身にとって真実告知は大きな課題なので、こういった研修会には積極的に参加していきたい。

里親登録を行った頃と比べて現在は、身体的虐待や性的虐待を受けた児童が増えてきている一方で、家庭養育優先原則により児童養護施設等の定員が減り、被虐待児を受入れ可能な施設が減少してきている。これにより、養育里親が被虐待児の委託先となることが増え、里親も対応に苦慮している。

被虐待児は、委託当初はよい子に振る舞うが、慣れてくると過去のトラウマにより周りの大人を挑発してくるようになる。児童養護施設の場合は複数の職員で対応可能だが、里親の場合は里父と里母の二人で対応することになり、どちらかが必ず付きっきりで対応することになる。このため、被虐待児の養育方法や対処方法を学べる研修の機会は役立っている。

ただ、研修だけではなかなか対応できないため、被虐待児への対応や過去のトラウマへの対応等、一般的な内容で構わないので、対応マニュアルがあると助かる。児童ごとに対応する上での違いはあるが、一般的な知識がないと養育する上で困るため、対応マニュアルを作ってほしい。

「役に立たなかった」又は「どちらとも言えない」との回答があったもの

多忙であるため、直近数年間は、研修に参加できていない。

なお、研修の開催場所であることが多い地域は、居住している地域から遠方であり参加が難しいため、オンラインでも参加可能な研修を増やしてもらいたい。

(2) 未委託里親の支援について

① 未委託期間中に受けてよかった支援等

アンケート調査において、未委託期間中に受けた支援等でよかった（モチベーションの維持や養育能力の向上につながったなど）との回答があったものについて、具体的な内容を聴取したところ、次の内容が聴かれた。

定期的な状況確認、家庭訪問

定期的な状況確認により、里親登録後の心境や希望、環境の変化等を伝えやすい。

児童相談所の職員と施設の里親支援専門相談員が年 1 回の頻度で家庭訪問を行って来ており、実際に顔を合わせて話せるので助かっている。面会時には、養育希望や現在の生活状況、一時保護の可否などについて確認されている。

養育能力向上のための研修

未委託期間中の支援では、外部委託先団体が開催する未委託里親向けの研修が非常に役に立っていると感じている。外部委託先団体は、年 2 回程度の研修を開催しており、今後、実際に受託する時のための勉強と思い、継続的に受講している。

研修は、「真実告知」や「思春期の過ごし方」をテーマとしたもののほか、最近では障害のある児童など「養育が難しい児童」をテーマとするものもあり、外部講師による講演や里親同士でのグループワーク、ロールプレイングを通じ、里親として必要な知識を身に付けることができ、養育能力向上の機会となっていると感じている。また、他の里親の下で成人した児童の話聞く機会があり、児童の将来や養育へのイメージが明確になり、モチベーションアップにもつながっている。

短期委託

以前から一時保護の受託をしており、未委託期間のモチベーション維持につながっている。このため、未委託里親に対して積極的に一時保護委託を行ってほしい。また、委託の際には、児童相談所の児童心理司やスーパーバイザー、フォスタリング機関職員等を里親の相談役として就けてほしい。このような体制作りを行うことで、未委託の里親でも安心して委託を受けることができる。

里親同士の相互交流

研修や里親サロンで他の里親の話を知ると、また頑張ろうと思える。児童(里子)は、実子と仲がよく、夫にも懐いていたため、施設への措置変更になった際には、いなくなって心に穴が空いたような思いになった。その時は、研修や里親サロンに行きたくないと思う時もあったが、継続して参加することで、里親をまた頑張ろうと思える。

現在、未委託里親であるが、次の委託打診を待っている間、里親支援機関から里親サロンなど里親同士の交流の案内を定期的に受けている。この案内があることで、未委託期間でも他の里親と相互交流を図ることができ、次の里親委託まで頑張ろうというモチベーションの維持につながっていると感じる。

② 里親登録を続けたいと思わない理由

アンケート調査において、里親登録を続けたいと回答しなかった具体的な理由について、委託の打診がない理由の説明がないこと、措置解除後の振り返りがなかったことなどが聴かれた。

委託の打診がない理由の説明がないと回答したもの

里親登録前の研修で、児童養護施設に入所する児童と交流する機会があり、その中で一人の女兒が私にとっても懐いてくれたことから、児童相談所に対して「この児童を養育したい。マッチングさせてほしい」と直談判した。これに対して児童相談所からは明確な返答がなく、現在まで未委託の状況が続いている。こちらから児童相談所にアプローチしても委託には至らず、里親を辞めようと考えている。

これまで短期委託を含め児童の委託が全くない。年に1回、児童相談所、児童養護施設の里親支援専門相談員及び里親支援機関の担当者3人が家庭訪問に来るものの、未委託の理由について納得が行く説明がなく、放置されていると感じている。

養育里親等に登録した当初、里親サロンに参加し、各種研修も積極的に受講していたにもかかわらず、児童の委託等について、里親支援機関等から全く接触がない。

里親サロンや研修は土日に基本的に開催されるが、私の仕事は土日が書き入れ時である。それでもこれまで積極的に参加してきたが、里親登録から5年余り経っても全く委託がない。せめて短期委託でもと思うが、委託がない理由を里親支援機関等に聞いても、「私の居住する地域には委託対象となる児童がない」と説明され疑心暗鬼になっている。

里親登録時は、児童養護施設に入所している児童がたくさんおり、児童養護施設から里親に措置先を変えて養育することが可能と考えて希望していたが、児童相談所の担当職員から、「児童養護施設に入所している児童を里親に対し措置することはない」というニュアンスの説明を受けたことがあった。

児童相談所も忙しくて余裕がないためか、実際に具体的な委託の打診はない。児童養護施設で問題なく生活している児童については、里親への打診や調整等を含めて手間を掛けることができずに、そうした打診がないのではないかと感じている。

現況届には、自分の希望を詳しく記載して報告しているが、児童相談所からは、これまでにその内容を踏まえて状況や希望等を詳しく聞かれることはなか

った。児童相談所は、里親登録直後とその後2回程度家庭訪問に来たが、電話での状況確認等を受けた記憶はない。また、里親支援専門相談員や民間フォスタリング機関からも、研修の案内が来たことはあるが、直接電話連絡や家庭訪問を受けた記憶はない。

措置解除後のケアや振り返りがなかったと回答したもの

前回の委託解除後、「もっとできることがあったのではないか」という後悔や、「その後、児童がどうなったのか」という心配や切ない気持ちを抱えており、受託に前向きになれない（自信がない）状況が続いている。

前回の委託は、最終的にギリギリな状況で、「うちでは幸せにできない。このままでは誰も幸せになれない」と考え、委託解除という選択をしたが、その後、児童相談所からのケアや振り返りはなかった。当時はそういうものだと思っていたが、仮にそういったものがあれば、もっとできたことは何であったのかなど、次の委託に向けた光が見えたかもしれないし、里親である私たちがカウンセリングを受けられればよかったのかもしれない。

受託していた児童は、ファミリーホームや離れ離れになったきょうだいと一緒にの方がよいのではないかと考えるが、委託解除後、実際にそのような形でうまくいったのかなど、その後の状況が分かれば、今後、里親として受託した時の対応の参考になったかもしれない。

(3) 共働き世帯への支援について

① 共働き世帯であることで児童の受託を断念した事例

アンケート調査において、共働き世帯であることで児童の受託を断念した経験があるとの回答があったものについて、その具体例を聴取したところ、里親の休職・休業等の両立支援制度が利用できなかった例、保育所等に預けられなかった例、受入れまでの準備期間が短く職場との調整ができなかった例などが聴かれた。

また、具体例を聴取する中で、共働き世帯が児童を受託しやすくなるためには、里親に係る休職・休業等の制度、里親制度の周知・啓発や認知度の向上、学校等や公的サービスの手続等の支援などが必要との要望が聴かれた。

里親の休職・休業等の両立支援制度が利用できなかったと回答したもの

<断念した事例>

児童相談所から「一時保護した未就学児童（保育所入所中）を取りあえず2週間預かってほしい」旨の打診があった。

児童が入所する保育所への送迎を行う必要があったが、保育所が自宅、職場と離れていたため、保育所の開所時間まで待つと、職場の始業時間に間に合わない可能性があることを児童相談所に伝えたと、児童相談所から保育所に確認してくれたものの、開所時間を変更することはできなかつたため、受託を断念した。

<改善要望等>

仮に、上記の依頼を受けるとした場合、職場に養育里親の休暇制度はないため、年次有給休暇を取得せねばならず負担が大きく調整は困難であった。里親制度の認知度の向上が必要ではないかと思う。また、養育里親のための休暇・休業制度の拡充、保育所入所への優先順位引上げ等の共働き世帯でも受託しやすい環境の整備がなされなければ、今後ある程度長期での委託を受けることは困難であるため、国において制度等を整備してもらいたい。

<断念した実例>

- i) 里親登録して間もない頃、乳幼児の委託の打診があった。共働きであり、毎日の朝夕に保育所への送迎が必要な乳幼児の委託は仕事に支障が出てしまうため、受託を断念した。
- ii) 同じく登録して間もない頃、男子中学生の委託の打診があった。当時、実子が中学生であったため、同世代の子を養育することには賛成であった。
しかし、打診のあった児童の親がアルコール中毒の傾向にあり、育児放棄の恐れから保護されており、実母と遭遇しないため送迎が必要であったが、仕事に支障が出てしまうため、受託を断念した。

<改善要望等>

里親登録をした際から職場にはその旨を報告しているが、「(子育てがしたいなら) 孫ではいけないのか」と質問されたこともあるなど、職場に里親制度自体に知識がなく、休暇が取れなかった。世間の社会的養護の知識や理解がまだ十分でなく、制度の周知徹底が最も大きな課題であるため、国に改善を求めたい。

<断念した実例>

児童相談所から、乳児(生後2~3か月)の短期間での受託について打診を受けた。養子縁組を希望しているものの、里親としての経験を積むために可能であれば受託したいと考えたが、保育所に入所させずに長期間休暇を取得する又は退職するなどして受託する必要があったため、受託を断念した。

<改善要望等>

共働きの里親に対する委託を進めるためには、短期間での委託を含め、里親が一定の期間は養育に専念することができる休職・休業制度といった支援が必要なのではないかを感じる。

保育所等に預けられなかったと回答したもの

<断念した事例>

委託の打診があったが、受託に至るまでの間に児童が通っていた保育所に居続けられず転所もできなさそうな状況になった。児童相談所は、我々が共働きで、保育所や放課後児童クラブを利用できなければ受託できないと分かっていたため、「保育所に入れなくなりそうだから受託は難しいですね」と言い、結果的に受託断念となった。

<改善要望等>

共働きでも児童の受託をよりしやすくするためには、実の親子に認められていることが里親と児童の関係でも認められるように社会の理解が進むことが必要だと思う。夫が会社に「児童のために休む」と言っても理解は得にくいと思う。

<断念した事例>

私（妻）が会社勤め（事務職）をしていた時に、児童相談所から里親委託の打診があった。児童相談所の説明では、「知的障害のきょうだいで、夏休み期間中のみ受託してほしい」とのことであったが、知的障害児の受入れが可能な学童保育は、私の居住地の学区にはなく、かなり距離が離れた学区の学童保育を利用することになるため、児童相談所には「近くの学童保育が利用できる状況でないと難しい」と回答したところ、児童相談所はすぐに私たち夫婦への委託を諦め、別の里親を探すことになった（調整する前の段階で話は立ち消えとなった。）。

<改善要望等>

共働き世帯の里親が受託するに当たり、里親の休暇制度等がないことは課題であると思うが、たとえ休暇制度等が整備されたとしたとしても、会社側の理解が必要になってくるため（実態として職場によっては実子でさえ育休等の取得が難しい場合がある。）、社会全体で里親委託への理解が進むよう国や児童相談所など行政による周知啓発が重要であると思う。

受入れまでの準備期間が短かったと回答したもの

<断念した事例>

児童相談所から「他の里親のレスパイト・ケアのため、小学生の児童1人を春休み期間中のみ養育してほしい」との打診があったが、余りにも急な話で1～2週間後には委託を開始する必要があるとのことであったため、私たち夫婦としては受入れの準備を整える時間がないとの理由で断った。児童が小学生であるため放課後児童クラブを利用することになるが、自治体のルールで親が16時まで就業していることが利用条件となっている。私の場合、勤務先の保育所に相談してパート勤務のシフトを調整(就業時間の変更)する必要があったが、調整するには余りにも時間が短く、受入れの準備を整えることはできないと判断した。

<改善要望等>

現在養育中の児童は、9か月のマッチング期間を経ており、事前に職場や転校先となる学校側と調整する時間が十分にあり、受託に至ったが、共働き世帯の里親の場合は、きちんと受入準備を整えるための時間が必要になってくる。共働き世帯の里親が断念しないためには、職場の理解や協力が必要になってくるため、里親制度の周知啓発など行政による環境作りがとても重要であると思う。

<断念した事例>

短期間(2週間程度)での受託を2回程度打診されたが、いずれも乳幼児や就学前の小さい児童であり、児童の状態等について詳しい説明がない中で急に打診があり、パートタイムの勤務であっても仕事を急にかつ2週間にわたって休むことはできないため、受託を断った。

児童の状態等が分からない中で受託することは、仕事や家庭、実子のことを含めて両立できるか不安に感じるため、受託するかしないかの選択肢だけでなく、ショートステイのように週末や夏休み等の長期間の休み中などに、まずは一緒に過ごし、お互いに合うかを考えて受託するかしないかを選択できた方がよかったが、そうした機会がなかったのは残念であった。受託する児童の立場になっても、どういう家庭か分からない中で今日から養育してもらおうと言われても戸惑うのではないかと感じた。

受託する際にはもっと時間をかけてマッチングするものと思っていたが、違っていた。

<改善要望等>

夫は転勤を伴う仕事であり、実子も3人いるため、生活費や進学費用等のためには共働きをせざるを得ず、仕事ができなくなるような受託は考えていない。それでも受託が必要な場合には、その間の収入の補償がなければ、現実として受託することが難しい。

また、仕事をしながら受託することを考えると、受託した児童の学校等や公的サービスの手続等についても自分自身でその都度調べて手続等を行うことは負担になるため、困った時にすぐに支援してもらえるような環境の整備が必要ではないかと感じる。

仕事をしながらも受託できる児童はいると思っていたが、結果として受託することができなかったため、仕事をしておらず、生活に余裕がある裕福な里親でなければ受託できないような状況はおかしいのではないかと思った。

② 児童を養育するに当たって実施した工夫等

アンケート調査において、共働き世帯が児童を養育するに当たって工夫等したとの回答があったものについて、その具体例を聴取したところ、勤務する職場の休職・休暇制度を活用した例、レスパイト・ケアを活用した例が聴かれた一方、離職や転職、勤務形態の変更、有給休暇の活用、勤務時間の調整など里親の負担となっている例なども聴かれた。

また、具体例を聴取する中で、里親制度の周知・啓発、里親の休職・休暇等の両立支援制度、保育所の優先利用などが必要との要望が聴かれた。

勤務する職場の休職・休暇制度の活用

<養育に当たっての工夫等>

フルタイム勤務の共働き世帯であり、児童を受託するに当たり、里親支援機関から、「愛着形成のためには仕事を辞めるか長期間仕事を休むことが望ましい」と言われたため、職場の理解を得て、里母が1年半の育児休業を取得した。

また、育児休業終了後には、保育所に入所させており、送迎等で親族の協力も得ている。

<改善要望等>

上記のとおり職場の理解によって育児休業を取得できたが、取得できなければ受託を断念していたと思う。それは養子縁組前提でなく養育里親として受託していた場合も同様である。そのため、共働き世帯への委託を推進するに当たっては、里親養育のための休暇・休業制度の拡充等の環境の整備を行う必要がある。

<養育に当たっての工夫等>

里父の勤務先では、里親委託成立から児童が1歳になるまでの間、短時間勤務ができる部署に配置転換する配慮を受けた。また、里親委託証明書を提出すれば、実子と同じく育児休業や子の看護休暇(有給の特別休暇)が取得できる制度となっていた。

一方、里母の勤務先は、制度上は育児休業を取得することは可能であったが、「育児休業期間中の代替職員が確保できないため、休業せずに、引き続き勤務してほしい」と求められたため、里親委託の成立時に勤務先を退職し、児童の養育に専念した。

<改善要望等>

里親宅での委託前交流は、里親が児童を預かる形で約1か月間行われ、里父は延べ10日程度、里母は延べ20日程度、年次有給休暇を取得して対応した。夫婦ともに、里親宅での委託前交流は、どれくらいの期間を要するか分からなかったため、年次有給休暇を全て使い切るのではないかと不安であった。

委託前交流は、里親委託が成立するか見極めるために必要な期間なので、里親が委託前交流で休む場合も、特別休暇となるような制度としてほしい。

レスパイト・ケアの活用

<養育に当たっての工夫等>

私の病院の診察が夜遅くまで掛かることが事前に分かり、当日の夜の養育ができないことを、里親支援機関に相談したところ、「レスパイト・ケアを活用して児童を預けることができる」との助言をもらい、レスパイト・ケアを活用した。また、身内に不幸があり通夜の参列で児童の養育ができなかった時にも、里親支援機関に相談し、レスパイト・ケアを活用して児童を預けることができた。

また、受託時に働いていた職場は、通勤に30分掛かる所で、児童を保育所に送ってから出勤するのは大変であったし、時間の融通も利かない職場であったので、時間の融通が利く職場に転職して養育の時間を確保した。

<改善要望等>

レスパイト・ケアを利用した当時は、年間で数日しか利用できないと聞いていた(注)ため、もっと使える日数を増やせば、助かる里親がいると思う。

(注) 国の指針(里親委託ガイドライン)では、レスパイト・ケアの日数上限を設けないこととしているが、各都道府県等の事情により日数の上限を設けていたと考えられる。

離職や転職、勤務形態の変更

<養育に当たっての工夫等>

里親となってから約1年は保育士として働いていたが、里親としての忙しさと責任の重さから両立ができず転職した。また、夫婦で勤務時間（残業をいつするか）を調整し、時間を捻出した。

<改善要望等>

短時間勤務などの制度があって利用できればよいと思うが、里親は育児休業が利用できず、公務員ですら利用できないと聞いていたので、民間企業等で短時間勤務を利用することなど到底できないと考え、職場に育児休業が取得できるかを聞きもしなかった。

<養育に当たっての工夫等>

委託を受けた時に備えて、夫婦でそれぞれ午前勤務・午後勤務にシフト調整し、どちらかが家に居よう調整したものの、里母は職場から毎日午前も午後も働くよう求められていた。職場には事前に、新生児が委託された場合には、児童相談所から家庭で養育することが求められているため保育所に預けることができない事情を説明していたが理解してもらえなかった。実際に受託した後は、在宅勤務を続けていたが、程なく退社した。

<改善要望等>

委託されたばかりの児童は、不安が多く、最初から保育所に行かせられるとはとても考えられない。就業していてもしっかり児童との時間を作れるように休職でき、その期間をサポートする支援機関が必要であると考え。

<養育に当たっての工夫等>

元々フルタイムで仕事をしていましたが、里親登録した時に、「仕事をしていたり、実子が小さかったりすると委託の打診は来ない」と聞いたので、一時期仕事を減らしていた。しかし、実子がいる関係で委託の打診は何年もなかったため、またフルタイムに戻した。その後、「実子が小学生にならないと児童相談所から委託の打診が来にくい」などの話を先輩里親から聞いたため、実子が小学生になって少し経った頃にまた仕事を徐々に減らした。仕事を減らしたことを先輩里親や児童相談所にもアピールし、「委託のお話があったらお願いします」と話していたところ、一時保護の話があったため、休職して当該児童を受託した。最終的に仕事を自営業に変えたところ、長期委託の打診があり受託できた。

<改善要望等>

現状では、仕事を辞めたことを里親側から児童相談所にアプローチしないと委託の打診が来ず、フルタイム共働き世帯にも委託されるようになれば里親が増えると思う。委託の打診があった後に仕事を調整できる家庭ならば、フルタイム共働き世帯に委託の打診があってもよい。委託前交流に時間をかける必要があり、受託した後に児童がどういう反応をするかも分からないので、育児休業制度などがある方がよい。

有給休暇の活用

<養育に当たっての工夫等>

里親制度を広めたいと考え、職場には里親になったことを伝えていた。休暇の取得に対しても職場の理解があり、有給休暇を取得することで養育時間を確保した。

<改善要望等>

取得できる有給休暇の日数にも限りがあるため、「里親のための休暇制度（看護休暇や児童相談所への通所のための休暇制度等）を作してほしい」と労働組合にも要望を出したことがあり、児童（里子）を自宅に一人で留守番させないためにも、勤務中に預かってくれる場所（保育所や放課後児童クラブ）の確保や、働く里親のための休暇制度が必要と考える。

また、マッチング（事前の交流）について、1泊2日程度の短期間で互いの生活環境を把握することは難しく、里親と児童の価値観の違いから不調になることもある。特に、児童が自宅に1人で留守番することが多い共働きの里親家庭においては、時間をかけて丁寧にマッチングしてほしい。

<養育に当たっての工夫等>

里母は年次休暇を取得できる環境ではあったが、年次休暇の残り日数を数えながら（年次休暇を消化しながら）養育した。共働きということもあり、小学校入学後は、19時まで預かってくれる民間の学童に入れていたが、学童での問題行動によって児童を預けられる場所がなくなり、また、児童と向き合うためにも残業が多かった仕事を辞めて起業した。

<改善要望等>

共働きのため、当初から保育所に預けるという前提で打診があったが、年度途中の受託であったことから、保育所に入所できない可能性もあり、優先的に入所できるような支援が必要と考える。

また、児童に限らず実子の育児の場合も同様だが、勤務中に児童を預かってくれる場所の確保（17 時までではなく、19 時頃まで預かってくれる場所が必要）や年次休暇を取得しやすい職場環境は必要だと考える。

勤務時間の調整

<養育に当たっての工夫等>

児童の通院や学校行事、児童相談所への通所・家庭訪問の受入れなどに対応するため、事前に仕事の調整をしなければならないことは多分にあった。主に里母が対応してきたが、比較的時間の調整をしやすい職場・勤務形態であり、職場にも里親になったことを伝え、理解してもらっていた。

児童は障害があり、一人で留守番をさせることはできなかったが、学校が長期休みの間、日中、児童を見てくれる人が近くにいないため、インターネットなどで預け先（民間学童保育等）を必死に探した。複数の候補を選定して、それぞれの施設に見学に行き話を聞くなどして、大変であった記憶がある。このほか、児童が不登校気味であったため、フリースクールも自分たちで探して通わせた。

<改善要望等>

共働き世帯にとっては、（長期休みを含む。）日中、児童を預けられる場所がなければ受託は難しい。そのような日中預けられる施設について、児童相談所などから事前に情報を提供してもらえると有り難い。

<養育に当たっての工夫等>

私（里母）は、当初、フルタイム勤務であったが、委託が決まった場合には勤務時間を変更することを検討していたため、里親登録の段階から勤務先に適宜その旨相談をしていた。その後委託の打診があり、現在の勤務時間では養育が難しいことから、シフト時間の変更を行った。事前に連絡をしていたこと、職場の理解があったことで、相談や調整に係る苦労は特になくうまくいったと感じた。

勤務時間の変更時も含め、職場の理解はあったと感じる。児童の手術があった際、2 週間の入院の付添いで休暇を申請したところ、前後の準備、特に術後の食事が難しい時期に看護が必要だろうとの配慮から計 3 週間の休暇を許可してもらった。一方で、里父の職場は特に男性の育児に関する理解が進んでおらず、勤務形態の変更等は行っていない。

勤務時間の変更のほかには、自己負担で保育所等の一時預かりや夜間保育などを活用し、共働きのまま養育を行った。

<改善要望等>

認可保育所がなかなか見付からず、認可外保育所に実費負担で入所したが、入所後、つながりのある里親からの情報で、認可保育所の保育料に関しては補助が出ることを知った。次年度以降は認可保育所や幼稚園に入所（園）しており、補助を受けたが、特に補助制度など金銭に関わる支援について事前に周知徹底をしてほしい。

また、里親委託が開始する時期が何月になるか分からないため、未就学児以下であれば、受託後早急に入所先を検討しなくてはならない。しかし、社会的養護に係る加点（注）はなく、入所の審査に当たり児童相談所の職員が同席してくれたこともあったが、それにより事態が改善することもなかったため、加点制度の見直しを検討してほしい。

さらに、共働きのため、養育に当たっては保育所の一時預かり等を活用したことがあるが、共働き世帯が増えてきていることもあるので、当該サービスに係る費用についても里親手当として支給してほしい。

（注）国の通知においては、社会的養護（里親委託を含む。）が必要な場合は、保育所等の入所の優先度を高める（加点する）こととされているが、本例では、地方公共団体の認識不足等により加点されなかったと考えられる。

親族の協力

<養育に当たっての工夫等>

夫婦ともフルタイム勤務の共働きであるが、受託した児童は2人とも保育所に入所することができたため、勤務形態を変更することなく、対応することができた。児童が病気の時に一番困るが、病児保育や有給休暇、近くに居住する親の協力により何とか対応できている。

<改善要望等>

保育所にはたまたま空きが出て入所できたが、私たち夫婦の場合、保育所に入所できない場合は受託できなかった。このようなことから、里親委託の場合は保育所への優先利用の措置があった方がよいと思う。

また、私は地方公共団体に勤務しており、児童福祉には比較的理解のある職場だと思うが、それでも養育里親のための休暇制度はないため、児童が病気の時などは有給休暇を使って対応している。養育里親のための休暇制度もあった方がよいと思う。

<養育に当たっての工夫等>

受託当初は 9～16 時までの勤務時間で仕事をしながら養育をしていたもの

の、仕事をしながら養育することが非常に大変であったため、家族・親族の協力を得ながら今まで担っていた仕事を一部お願いしたり、里父が仕事を持ち帰って、日中は当該児童の養育をして夜寝かし付けた後の 21～22 時頃からその仕事を行ったりするなど工夫を行った。

<改善要望等>

里親として児童を養育することに親族全員の理解があるわけではなく、受託するに当たって近所に挨拶を行った際には、「里親とはそもそも何か」、「お金をもらって児童を育てるなんて」などの反応をされたこともあり、まだまだ里親制度が世の中に認知されていないと実感している。

里親が急病で入院をしなければならなくなり、早急に児童を保育所に預ける必要が出た際に、市の担当者に相談したものの、入所したい保育所を第 8 希望まで申請するよう求められるとともに、「そこまで希望を出しても入所できない可能性がある」との説明がなされた。結果的には、保育所の所長が状況に理解を示してくれて、当該児童をすぐに預かってくれたため、事無きを得たが、当該経験を踏まえ、児童の保育所利用への優先措置があると望ましいと感じている。

また、緊急の必要があり、レスパイト・ケアを利用しようと思っても、施設の空きがなかったり、空きがある施設が遠方にあったりすることがあり、そういった面からも利用しづらく感じている。

③ 措置費について

措置費について意見を聴取したところ、幼稚園と違い保育所はその費用が措置費（事業費）として支給されないものがあることへの意見のほか、措置費請求手続の負担軽減や携帯電話料金、小学生の学習塾に係る費用等を支給対象としてほしいなどの意見が聴かれた。

保育料以外の費用について、児童の預け先が幼稚園だと支給されるのに保育所だと支給されないのは疑問である。共働き世帯への委託を推進するには保育所通所に係る費用を支給対象とする必要がある。

養育里親については、児童の預け先が幼稚園、保育所、認定こども園のいずれであっても、教材費、制服費等の保育に係る費用は同じように措置費で支給されることが望ましいと考える。

また、措置費に関連して、自身の経験ではないが、中高生が携帯電話を持つことが当たり前の時代であるため、児童の携帯電話料金（機器本体購入費、通信費等）について、措置費で支給されていないのであれば、里親の経済的負担を軽減するために措置費で支給することが望ましいと考える。

（注）措置費（事業費）の費目には、携帯電話料金に係る費用が含まれておらず、同費目のうち「一般生活費」で支弁する取扱いとなっている。

眼鏡購入費は、措置費の対象となるが、購入手続が面倒であった。まず医師の診断書が必要で、診断書を持って、お店で眼鏡の見積書を発行してもらい、見積書と診断書を児童相談所に提出して許可されて初めて眼鏡を購入できるという流れになっている。小さい頃はすぐに眼鏡のサイズや度数も変わり、中学生になれば好みも出てくるという中で、毎回医師の診断を受けるというのは現実的ではなく、2度目以降は自己負担で購入した。措置費（国のお金）であり仕方ない面はあるが、証拠書類をそろえるのも大変だと感じている。

現在養育中の小学生の児童を学習塾に通わせており、1か月に1万5,000円程度を支払っている。学習塾代の取扱いについて児童相談所に確認したところ、「中学生からは措置費の対象となるが、小学生の間は対象外」との説明を受けた。今は小学生から学習塾に通っている児童も多く、学習塾代も値上がりしているため、小学生についても学習塾代を措置費の対象としてもらえるとうり難い。

(4) 障害児・被虐待児の受託について

① 障害児・被虐待児の養育上の困りごと、必要な支援等

障害児・被虐待児の養育上の困りごとについて、具体例を聴取したところ、委託に当たって児童の障害の特性等が伝えられなかったこと、児童相談所との信頼関係が築けなかったことなどにより、養育に困った例が聴かれた。

また、児童相談所や里親支援機関の支援等で養育上助けられた例も聴かれた。

委託に当たって児童の障害の特性等が伝えられず、養育に困ったと回答したもの

<養育上の困りごと>

児童相談所からは、「障害のある児童だが、お願いできますよね」という感じでお願ひされているが、委託する際には、単に「障害がある」「手帳を持っている」というような情報だけではなく、どういう障害の特徴があり、生活の場でのどのようなことで困っているのか、これまで集団生活をしてきた中で、どうい

ったトラブルがあったのか、具体的に示してほしい。児童の障害の特徴等を把握できていない児童福祉司が多く、児童の障害の特徴等に関する情報がないまま委託されている。

具体例としては、以下のとおりであり、養育に困ったことがあった。

- ・ 児童相談所から、「会話もできるしそれなりにコミュニケーションもとれる。ただし、分かっていないのに分かったという節がある」程度の説明を受けて、中学生の一時保護委託を受けたが、受入れ後、他の児童とすごく揉めたこともあった。陰湿な仕返しをする性格の児童で、気に入らないことがあると、他の児童のタオルにいたずらをするなどの仕返しをすることもあった。
- ・ 一時保護委託ではなく、通常の委託を受けた例としては、強迫性障害を抱え、知的能力も低い男児を約3年間養育したケースがある。つばを飲み込むことができず吐き出し、また、知的能力も低く身なりを気にせず衛生管理能力も低いため、他の児童から嫌がられ、また頻繁に掃除をする必要があるなど、やるが増えて困ったことがある。

<養育上必要な支援等>

事前に情報を知っていれば、例えば、他の児童に「距離を詰め過ぎない方がよい」と注意しておくなどそれなりの対応ができたと思う。児童が抱える問題の中の1割くらいしか伝えられておらず、残りの9割に我々が翻弄されたという印象を持っている。

<養育上の困りごと>

受託した児童は前の里親と不調（委託解除）になって一時保護所に入所しており、児童相談所からは、前の里親家庭でいろいろとあって、「養育環境的に1対1で対応できる里親の方がよいと考えている」という説明を受けた（後で話を聞くと、里親側の対応に問題があったのではないかと思うが、そのような情報は伝えられなかった。）。実親からの虐待の状況については、ネグレクトに近いものがあったという程度の説明で、発達の特徴に関する説明はなかった。前の里親と不調になったという経緯があるものの、マッチングはほぼ通常どおり（児童相談所で面会后、日帰り、1泊といった流れ）で、それほど時間をかけたような記憶はない。一時保護所に長く居たので、児童相談所も切羽詰まって、うちに打診したのではないかと思うが、自分たちも児童を選ぶという考えはなく、特段の問題がなければよいと考えていた。

児童については、育てにくさを感じたり、学校の授業を全く理解できていなかったりする状況がうかがえたことから、児童相談所に相談して、知能検査等

をしてもらった結果、知的障害と自閉症スペクトラムがあることが分かった。小学校を卒業する頃まで夜尿症が続いたが、受託当初は障害が原因であることが理解できず、試し行動なのかと考えていた。里母から一時も離れなかったり、学校の友達とのトラブルが多かったりと、問題は多かった。自身（里母）にとっては、当たり前の日常で、大変だという認識はそれほどなかったが、里親等が参加するイベントに児童だけで参加させた際に、様子を見た児童相談所職員から、その後、「この様子だと里母は大変でしょう」と言われ、レスパイト・ケアを利用するよう助言を受け、児童養護施設に一晚預けたことがあった。また、中学生になって乱暴な言動が出るようになった際には、児童相談所に相談して、病院で診てもらおうよう段取りをしてくれたこともある。

<養育上必要な支援等>

児童の養育は全くの手探り状態で、どのような問題が出てくるのか分からず、その時々で自分たちで対応しなければならない。児童相談所から自立支援計画は提供されるが、一般的・抽象的な内容で児童に特化したものとはなっておらず、自立支援計画どおりに対応してきたことは一度もない。自身（里母）は、ケアマネジャーとして、利用者（高齢者）の生育歴や職歴等を調べ、利用者に対する支援の方針や介護サービスの目標（ケアプラン）を立て、6か月ごとに評価して見直していくという仕事をしているが、児童の場合にはこのような指針となるものがないことに驚いている。

児童についても、一時保護期間中に児童のアセスメントをしっかり行い、委託打診に当たって、どのような児童でどのように対応すればよいかなど、実際の養育に役立つ情報（里親の指針となるもの）を里親に提供してほしい。最初から全ての情報を提供するのは難しいかもしれないが、随時アップデートしながら提供してもらえると有り難い。

<養育上の困りごと>

二人の児童（きょうだい）について、委託当時、児童相談所から要保護児童（注1）になった経緯については話があったものの、障害の特性についての情報はほとんどなかった。私は将来の責任を背負う自信がないため障害児の養育を希望していなかったが、委託後、生活を共にする中で障害と思われる特性が見られてきて困惑した。

きょうだいそれぞれ自分の好きな余暇や部活動などに挑戦させてあげたいと考えているが、現状ではそれぞれの面倒を見る余裕がないため、移動支援（注2）や放課後デイサービスを利用することで、一人ずつ面倒を見るのが可能になると考えている。また、ショートステイに関しても、新型コロナウイルス感

染症など、どうしても里親が面倒を見ることができない場合の一時的な委託先として、活用を考えていた。これらの支援について市に申請したところ、「ショートステイに関しては、数か月後、施設に空きがあれば利用することは可能である」旨連絡があったが、移動支援、放課後デイサービスについては前例がないという理由で障害児の担当と社会的養護の担当（児童相談所）をたらい回しで回答を先延ばしにされてしまい、利用要件のどの部分に該当しないのかということすら連絡がない状況にあり、取り残されている感覚がある。

（注1）保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
（児童福祉法第6条の3）

（注2）移動が困難な人に対してガイドヘルパーが行う外出の支援サービス

<養育上必要な支援等>

私が居住する地域では社会的養護の障害相談に関しては原則として発達相談支援センターで相談を行っているが、予約が半年後しか空いておらず利用することが現実的ではないため、緊急の障害相談については児童相談所に連絡し対応してもらっている。地域によってはフォスタリング機関に専門的な相談ができると聞いているため、当地域も早くフォスタリング機関を設置し、専門的に相談できる窓口を設置してほしい。

なお、養育初年度、養育全般について困りごとを児童相談所に相談したところ、個別にペアレント・トレーニングを実施してくれた。ペアレント・トレーニングは、障害の特性のある児童に対する親としての接し方（褒め方、叱り方）について学ぶものであり、養育の土台として現在も参考になっている。

<養育上の困りごと>

今まで受託した児童の大半には発達障害又は虐待経験があった。発達障害の中でも、自閉スペクトラム症の児童もいたし、ADHDの児童は、予想外の危険な行動をする場合があるため、特に養育が難しいと感じる。委託の打診は、管轄の児童相談所だけでなく、他の児童相談所からもある。虐待経験がある場合は毎回説明があるが、発達障害の場合は特段の説明もなく受託後に分かることもある。

これまでに受託した児童の中に、多動の傾向が強く、不注意や予想外の危険な行動をしてしまう児童がいたが、児童相談所からそうした状態について説明を受けておらず、発達障害の診断も受けていなかった。児童相談所に対して、「委託前にしっかりと検査してほしい」と要請し、児童が危険な行動をした際には状況を報告した。児童相談所は、検査の可否を検討し、報告後に児童の様子を確認するために家庭訪問にも来たが、自分たちだけで対応することに限界

があったため、措置変更を申し出なければならなかった。

<養育上必要な支援等>

里親には養育に当たってどんな情報でも参考になるため、被虐待経験や障害の内容等、分かっている情報をしっかりと説明してほしい。

<養育上の困りごと>

委託打診の際、児童相談所からはネグレクトを受けていたこと、発達障害かどうかははっきりしないとの情報を提供されたが、愛着障害の特性等の専門的な説明はなかった。児童はじっとしていることができず、自分のこだわりがかなわないと大声を上げる、理不尽な要求をする、褒めると怒り出すなど接し方が難しく、養育の仕方が悪いのではないかと、自分が悪いのではないかと思うようになっていた。

また、幼稚園に体験入園したとき、教諭から「専門家に見てもらった方がよい」と助言され、紹介された地域の児童発達支援センターに相談しに行った。そこでは発達障害か、愛着障害かはこれから見極める必要があるとされ、養育方法の助言を受けた。当該センターには2度相談に行っており、また行きたいと思っている。

<養育上必要な支援等>

「この児童は愛着障害」とまでは言えないにしても、一般論でもよいので、児童相談所から委託前に愛着障害の特性等の専門的な説明があれば、自分を責めずに済んだのではないかと思う。

また、児童発達支援センターは、児童相談所と何の関わりもなく専門的な助言を受けられ、里親としての資質を評価される心配なく相談できるため、頼りやすいと感じている。

<養育上の困りごと>

委託の打診に当たって、児童相談所の担当者からは、「女の子で行動も落ち着いているから養育してみないか」と、よい面のアピールをされるのみで、障害の特性など詳細な説明はなかった。実際に当該児童と顔合わせをしてみると、心を開いていないこともあったのか、児童相談所の担当者が言うように大人しい様子が見られたが、正式に委託され家庭的な環境での養育が始まると、段々と心を開いてくれたこともあり、それに伴い委託前には見られなかった行動（夜間に暴れる、過剰に男性に拒否感を示すなど）が見られるようになった。特に、当該児童は幼少期に性的虐待を受けた経験があるため、小学校で性教育

を受けた際には、幼少期に自身がされた行為の意味を理解するに至り、当時の体験がフラッシュバックしてしまい、夜眠れなくなったり、「学校に行きたくない」と家の家具を壊したりするほど暴れることもあった。

その状況について児童相談所に報告したところ、自ら措置変更を訴えたつもりはないが、「今から当該児童を預かりに行く」と連絡があり、学校に行っていた当該児童をそのまま連れて行かれたことがある（その後、当該児童については施設へ措置変更された。）。児童相談所からは、「家庭で一緒にいる状況からいきなり引き離してしまうと児童の気持ちの整理がつかないため、あえて学校にいるときに預かった」との説明がなされたが、そもそもなぜ引き離すのかについて詳細な説明はなく、その後のフォローや振り返りも行われていない状況にある。むしろ、児童相談所との会話は取り調べのような形で、これまでの養育を責められている印象を抱いた。

<養育上必要な支援等>

委託解除となった後は、専門里親と連絡を取り合ってお互いの気持ちを話し合ったため、気持ちが楽になった。養育中の段階から、専門里親による支援があるとよいと感じている。

児童は虐待を受けた経験により精神的なダメージを負っていることから、その対応には苦勞をしたものの、児童相談所による頻繁な家庭訪問などの支援は十分でなかった。その中でも、児童心理司による家庭訪問に関しては、児童心理司が当該児童と直接面談を行い、里親の立場からは言いにくいことを代わりに言ってくれるため、養育上の助けになった。児童相談所からもっと頻繁に家庭訪問を行うなどのアウトリーチ型支援があるとよかったと思う。

また、養育期間中にレスパイト・ケアの制度が変わったため（レスパイト・ケアの利用期間に制限がなくなった。）、もっと早く制度改正があれば、レスパイト・ケアをうまく活用し養育を頑張れたかもしれない。

児童相談所との信頼関係が築けず、養育に困ったと回答したもの

<養育上の困りごと>

委託に当たって、児童相談所から児童の簡単なプロフィールの説明と顔写真の提示があり、そこで委託を受けるか受けないか判断した。実母については、「知的障害と精神障害の手帳を所有していること」、「妊娠中に精神薬を飲んでおりお酒やたばこをやめられなかったこと」などの説明があった。また、児童本人についても、「小さい頃に脳に何かがあって病院にしばらく通っていたこと」、「障害があるかどうかは分からないこと」などの説明があった。

養育上一番困っていることは、「児童に障害があるのではないか」と児童相

談所や幼稚園に相談したことがあったが、「まだ小さいから様子を見て」という答えで片付けられてしまい、里親の不安を理解してもらえず、寄り添ってもらえなかったことである。児童相談所は家庭訪問をしてくれるが、そういう時は児童が大人しかったり、児童相談所は様々な児童を知っていたりするため、「児童はこのようなもの」、「他の児童よりも育てやすい」と思われていると思う。また、「実子を育てているから大丈夫」と、児童相談所や里親会の先輩里親からも言われてしまうと、何も言えなくなってしまう。

<養育上必要な支援等>

実子の子育ての時には、悩みのはけ口はたくさんあったが、児童（里子）の養育の悩みは相談できる機関がないと感じる。そこまで深刻な悩みではない場合も、誰かに聞かれて、それを大げさにして措置権限がある児童相談所に伝えられるのではないかという不安を感じている。一般的には市町村の子育て支援センターや保健センター等に子育てのことを相談できると思うが、児童（里子）だと、児童相談所に市町村から伝わって話が大きくなってしまうおそれがあるので相談しづらい。ママ友も同様に相談しづらい。

<養育上の困りごと>

児童相談所からは、児童の状況に加え、「あなたのところが最適。入学に間に合うよう委託を急いでいる」との話をされ、マッチングの期間は通常より短かった。事前に家族全員で児童に会ったのは児童相談所で面会した一度だけで、その後、里母と児童相談所の担当者と一緒に保育所の見学や保育所に必要な物を買に行く機会をもって実質的なマッチングという扱いで、里父や実子と児童が会ったのは受託当日であった。共働きであり、特に里父は年次休暇を取得しづらい職場ではあったが、例えば土日も対応している一時保護所などに事前に会いに行くということがあってもよかったのではないと思う。

問題行動のある児童で、児童相談所には毎月提出する養育記録で「問題行動に困っている」旨を報告しており、児童心理司の面接などの専門的な支援を受けたいと考えていたが、特段の対応はなく、最終的に、学童や学校での窃盗を理由として委託解除となっている。最初に学童で窃盗をした後、児童相談所からは「次、同様の行動があれば措置を解除する」との話があった中、学校で窃盗行為をしてしまった。学校から児童相談所に通報されたものだが、児童相談所から里親に対しては学校での窃盗について1、2か月間何の連絡もなく、突然「実は数か月前にそういう行為があった。今後どうするか」との話をされ、児童相談所と信頼関係が築けないと感じたこともあり、委託解除という選択（児童相談所への申出）をした。

<養育上必要な支援等>

委託解除を選択した理由には、児童の問題行動より、児童相談所との信頼関係が原因という面もある。また、児童は、委託解除の後、施設入所措置となったが、社会的養護が必要な児童の中には、里親家庭という1対1での養育ではなく、集団生活の中で養育すべき児童もいると思う（委託解除後の施設入所の際、「この子は施設で見るべき子であった」と言われた。）。児童の措置先についての見極めをきめ細かにして、マッチングも丁寧に行う必要性を感じる。

里親委託率を上げようとしている国の政策を受け、児童相談所でも施設ではなく里親という考えがあるのだろうが、国の方針として里親有りきとするのは考え直すべきではないかと思う。里親家庭での養育が必ずしもベストではなく、その子のベストは何なのかを考えるべきである。

児童相談所や里親支援機関の支援等で養育上助けられたと回答したもの

児童相談所からネグレクトを受けた被虐待児の幼児を養育している時、児童が母親と同居していた男性から暴力を受けたことを私（里母）と実子に告白した。この告白内容は、私たち家族も児童相談所から聞かされておらず、動揺した実子が不調となり、養育を継続することが困難な状態となってしまった。児童相談所に相談したところ、この告発内容は把握していなかった模様で、児童を一時的に児童養護施設に預けた上で、児童心理司を自宅に派遣し、実子の心理ケアを熱心に行ってくれた。その結果、実子の不調が改善され、児童養護施設から児童を戻して養育を続けることができた。

発達障害のある児童を養育することへの不安はあったが、自宅での延べ1か月間の委託前交流を実施したところ、養育に困ることは特段感じなかったので受託した。

発達障害のある児童が高等支援学校に入学するに当たり、児童相談所は、高等支援学校と里親支援機関と私たち夫婦（里親）の四者を集め、里親及び児童への支援について話し合う場を設けてくれた。関係者が一同に集まって話をすることができたことで、困ったときに誰に支援を求めればよいか明確になり、担当者への相談が気軽にできるようになった。特に、児童の日常生活については、高等支援学校が生活指導計画を作成してくれて、悩んだり困ったときも児童への接し方等の助言を気軽に求めることができたので、養育に困ることはなかった。

養育していた発達障害児は異常行動を起こすことがあり、深夜に里親支援機関に相談した際には、里親支援機関から児童相談所に連絡し、当直の児童福祉司が家庭まで訪問してくれたことがあった。また、別件でも、里親支援機関か

ら児童相談所と夜間対応している病院に連絡し、専門医が診察に来てくれたこともあった。里親支援機関は 24 時間相談可能であり、里親に代わって必要な関係機関に連絡もしてくれるので、里親にとって強い味方となっている。

(注) 本ケースでは、養育開始から 1 年後に新たな障害が判明したため、診断した医師の意見により、里親委託が解除された。

② 専門里親登録（制度）について

専門里親登録（制度）について意見を聴取したところ、専門的知識を得て障害児・被虐待児の行動に対応ができるようになることをメリットに感じている意見が聴かれた一方、養育里親が障害児・被虐待児を養育していることを疑問視している意見も聴かれた。

また、専門里親研修を東京都でのみ開催するのではなく、地域（ブロック）や都道府県単位での開催又はオンラインで受講できるようにすること、養育里親・専門里親にかかわらず児童の状態に応じた支援が必要という意見が聴かれた。

専門里親登録（制度）にメリットがあると回答したもの

< 専門里親の意見 >

被虐待児を委託されたため、専門里親に登録した。専門里親の更新研修等で、受託している被虐待児の養育について児童精神科医などの専門家に相談できる機会を持てるのは、専門里親に登録しているメリットであると考えている。

< 専門里親の意見 >

児童（里子）を受託するに当たって、問題行動にはどういう根拠があって、それにどう対処してよいのか分からず、実子の育児経験は全く通じない状況であった。このため、専門里親になるための研修を受け、専門的な施設に研修に行く中で、少しずつ問題行動がある児童にも対応できるようになってきた。実子も 4 人中 2 人が療育手帳を持っている。専門里親になったことで、実子の育児にも対応できるようになり、すごく助かった。

一方で、専門里親に委託できる児童は 2 人までとなっているが、実際には障害児又は被虐待児を 3 人養育していても、専門里親として 2 人受託し、残りの 1 人は（例えば ADHD などの診断を受けて通院していても）養育里親として受託するということが起きている。

また、専門里親は、2 年に 1 回、東京に 1 泊 2 日で研修に行かなければならず、負担となっている。グループでの事例検討会は参考になるが、県の研修でも事例検討会は普通にやっていることで、わざわざ東京に出向く意義を感じな

い。専門里親として養育している児童が待っている（問題行動があればすぐに対応しなければならない。）ので、数日間、家を空けるのは難しい。更新研修については、地域（ブロック）ごとに開催するか、オンラインでの開催としてほしい（コロナ禍にはオンラインで開催しているので、今後も同様に実施できるのではないかと思う。）。

<専門里親の意見>

児童は障害があることに加え、虐待を受けた経験により精神的なダメージを負っていることから、専門的な知識がない養育里親のままではかえって当該児童を傷つけてしまうと感じたため、専門里親として登録を行った。専門里親になったことで、児童の精神的なダメージへの対応に関する知識や心構えが養育里親の頃に比べ向上しており、それに伴い養育に対する余裕度合いも増したと感じている。

一方で、専門里親の登録に当たっては研修の受講のため東京まで行く必要があり、物理的な距離の困難さに加え、児童の養育を行いながら研修を受講する難しさを感じた。コロナ禍になってからは、更新研修がオンラインで開催されるようになったため負担が軽減されており、今後もオンラインでの開催を希望する。

<養育里親（※過去に専門里親登録の経験あり）の意見>

児童相談所から専門里親の研修を受けるように電話で強く要請されたため、県内で一週間程度泊まりの研修後、東京で研修を受けて専門里親になった。その後養育に忙殺されて更新しなかったが、研修を受講したことはよい経験となった。重度の障害児や被虐待児を養育するのは大変なので、専門里親のような里親が対応すべきと考えるが、今養育している児童は軽度の発達障害であり、重度の障害があるわけではないので、養育里親のまま養育し、改めて専門里親になることは考えていない。

また、専門里親の研修については、県内で完結するようにしてほしい。例えば、県内で一週間程度の泊まりの研修後、県内何か所かの児童養護施設で実習ができる方法がよいと考える。実習を老人ホームでやった経験があるが、施設で実習を体験するのは面白いし、実際の養育に役立つと考える。

<養育里親の意見>

養育里親として被虐待児を受託し、専門的な知識を持って養育するというのは難しいと感じた。元々、1対1で要保護児童を支援したいという思いがあり里親になったが、被虐待児と1対1で対応するのは精神的にきついものがあった。

た。

児童相談所から「専門里親にならないか」と声を掛けられたこともあり、専門里親研修を受講したり知識を深めたりしたいという思いはある一方で、以前養育していた児童を措置変更した際に受けた心の傷がまだ癒えていない状況にもある。今の段階で、虐待を受けた経験や愛着形成に問題があるような、満たされない気持ちがある児童を養育する覚悟はない。専門里親になったとしても、その気持ちは変わらないので、実際に受託できるかという点と難しいと思う。

専門里親になり被虐待児や障害児を受け入れたいと思うかどうかは、手当が増えることで決まるのではなく、「専門里親になることで児童相談所からどのような支援を受けられるか」という点が大事だと思う。

自身の養育経験を踏まえれば、共働きの状態で、専門里親として被虐待児や障害児を受け入れることは難しいと思う。自分がいなければ死んでしまうかもしれない児童を養育するというのは相当の覚悟が必要で、共働きでは難しいのではないかと感じる。

一方で、養育スキルが高い専門里親の存在自体は、養育里親にとって心強い面がある。養育里親である自分たちがギブアップ（委託解除）しても、よりスキルのある里親がいるというのは望ましいことではないかと思う。

専門里親登録（制度）に疑問を感じていると回答したもの

<養育里親の意見>

障害児の養育上困っていることはないが、専門里親と養育里親との違い（専門里親だからこういうことができる、養育里親だからこういうことができないなどの違い）がよく分からない。専門里親としての研修があり、手当が少し上がるといった程度の認識しかない。里親が専門里親になることでどのようなメリットがあるのかよく分からないし、専門里親制度がうまくいっているのか疑問に思う。

<養育里親の意見>

専門里親でないことで養育上困ったことはなく、専門里親だと何が違うのかよく分からない。専門里親の場合、養育対象となる児童が違い、手当が違っているとされているが、「専門里親」や「養育里親」などの登録上の区別ではなく、養育する児童のケアの難しさ（障害児や被虐待児であること。）に応じて手当を加算した方がよいのではないかと思う。

その上で、より専門的ケアが必要な児童を受託する場合には、その児童の養育のための研修やレクチャーを受けるといった形の方がよいのではないか。

< 専門里親の意見 >

養子にした児童が抱える発達障害の特性や対処法を学びたいと思い、専門里親に登録したが、専門里親の登録後に専門里親として受託したことがなく、メリット、デメリットを感じる機会がない。登録に当たっての研修内容の理解やレポートの作成は大変であったが、更新等の手続を含めて負担とは感じていない。研修内容については、より詳しく専門的な知識や対処法を学べる方が実際に養育する上で参考になると感じた。

児童は、診断されているか否かにかかわらず、何らかの障害を抱えている場合が多い。養育里親であっても障害や虐待経験など困難な事情を抱える児童を受託するのが当たり前状況にあり、児童相談所からも専門里親であることを理由に障害児等を打診されていると感じない（里親委託を必要とする児童に対し、その時に受託可能な里親に打診されていると感じる。）ため、専門里親と養育里親を区別する意味を理解できない。児童の状態等に応じて必要な支援や手当を受けることができる仕組みの方が、里親にとっては望ましいのではないかと感じる。

< 養育里親の意見 >

自分は児童養護施設での勤務経験があり一定の知識があるし、専門里親に登録していない養育里親も障害児等の養育が困難な児童を受託する場合があることから、専門里親に登録する必要性を感じていない。養育里親と専門里親を分けている意味は分からず、里親手当が増額されるとしても、養育が困難な児童を受託することは非常に大変であるため、お金の問題ではないと感じる。

養育里親であっても養育が困難な児童を受託している里親が多いので、養育里親・専門里親にかかわらず、登録時には、例えば、半年間から1年は児童養護施設に通い、発達障害がある児童の特性やどういう行動をとるかを目で知る機会を設けるなど、しっかりと研修すべきだと感じる。今までにそういう児童に接したことがなく、経験も知識もない中で、児童相談所から児童の特性等の説明を受けないまま受託してしまうと、児童の行動等を見て心が折れてしまうかもしれない。その結果、措置解除になってしまうと、児童は再び児童養護施設に入所する又は別の里親に受託されるなどたらい回しになってしまう、ますます傷ついてしまう。

児童自身の成長のためには家庭で養育した方が絶対によいと思うが、障害児等に対する専門知識がある人が里親になる場合と、経験も知識もない人が里親になる場合は大きく異なる。

(5) 里親会について

① 里親会の加入理由、メリット

里親会の加入理由、メリットについて聴取したところ、里親同士の相互交流や研修等による横のつながりができること、里親保険（注）の加入ができることなどが聴かれた。

（注）全国里親会に所属している里親会の会員が加入できる里親総合保険制度

里親同士の相互交流や研修等により横のつながりができると回答したもの

以前、委託された児童は、当初3年程度をめどにした委託であったが、途中、実母と音信不通になってしまったため、児童相談所や外部委託先団体と相談して、特別養子縁組の年齢制限（当時8歳）を迎える直前に特別養子縁組をすることになった。

そのような中、委託を受けてから約7年が経過した時に実母から突然連絡があった。児童には既に真実告知をしていたが、この出来事をきっかけに児童が心理的に不安定な状態になってしまい、児童との接し方に悩むことがあった。

この時に里親会の里親サロン等で先輩里親や同じように養育している里親に児童との接し方の悩み等を話すことで、体験談を聞くことができ、アドバイスをもらうことで非常に助けられた。

児童のことは、実子を育てている友人には相談しづらく共感も得られにくいいため、里親サロン等の相互交流により、同じ立場の里親に相談することができ、非常に良かったと感じている。

里親名簿では里親の名前くらいしか分からないが、研修等に参加し、実際に他の里親に会うことによって、横のつながりを持つきっかけができる。

里親サロンなどの里親同士の相互交流の場があり、養育上の悩みなどを相談できる。また、養育上の悩みに対してもアドバイスがもらえることに加え、里親サロン等の相互交流の場は児童同士の親睦を深める場にもなっていることがある。

里親になるからには、里親しか知らないノウハウや体験（真実告知等）を教えてもらいたかったため、相互交流により先輩里親の実体験を知ることができるのは、とても有益である。

先輩里親など他の方々と交流し、経験談などを聞いて学ぶことが多いと感じている。児童相談所には話しにくいことでも里親会、知り合いの里親には話し

<p>やすいと思う。児童相談所は、相談内容によっては措置変更となる可能性もあり、悪い話は相談しにくいと感じている。</p>
<p>里親の相互交流を通じて様々な里親委託の事例について知ることができるとともに、児童を養育する上での苦労話も聞けるため、今後委託の打診があった場合に向けて大変参考になっている。また、一時保護の里親から長期の里親委託につながった事例についても情報共有があり、里親として登録を続けていく上でのモチベーションの維持につながっている。</p> <p>上記活動のほか、里親会が主催する児童養護施設での児童との交流会についても、実際に児童と触れ合うことで、里親として登録を続けていく上でのモチベーションの維持につながっているため、貴重な機会と認識している。他の児童養護施設での開催も検討してもらい、このような機会をより多く提供してほしい。</p>
<p>里親会に加入している里親は、里親同士のつながりが強く、SNS グループを作って養育の相談をしている。また、里親会では、児童と一緒に参加できるレクリエーションイベントや里父を対象とした会などもあり、里親同士が知り合う機会が得られることや同性ならではの会話ができる点にメリットを感じている。</p>
<p>養育中の里親だけでなく未委託里親においても、里親会の行事への参加を通じて、里親同士のつながりができることで、(他の里親が) 養育している児童のレスパイト・ケア先や短期委託先の候補になり、児童と関わる機会につながると思う。</p>
<p>児童相談所に相談すると、養育能力がないと判断され、一方的に措置解除されることがあるため、今後新たに児童を受託した場合でも、児童相談所には相談できないと考えている。本来であれば、行政（公的機関）がかかわらず、里親同士で支援し合う仕組み、体制が必要であり、その役目は里親会が担うべきであると思う。</p>
<p>里親としての知見が得られることがメリットであると思う。また、里親同士が知り合いとなり信頼関係を構築することができ、今後レスパイト・ケアで児童を預ける可能性がある里親がどのような方か知ることでもできるため、メリットを感じている。</p>

	<p>児童には同じ境遇の児童たちがほかにもたくさんいることを知ってもらいたいと考えており、里親会に加入すれば、同じ境遇の児童たちと交流し、その里親とも情報交換を行うことができる。</p>
	<p>児童相談所主催の里親サロンもあるが、里親同士深い話ができるのは、里親会の1泊2日の泊まりがけで行う総会や交流会である。総会や交流会は、里親同士の情報交換の場、里親同士気持ちを共有し、親身になって相談し合う場として役立っている。なぜ里親になったかという経緯をお互いに話すところから始まり、日頃の養育上の悩み等を共有する場になっている。コロナ禍において、総会や交流会は延期になっているが、総会や交流会等において、里親同士連絡先を交換していたため、困りごとがあった際には直接電話でやり取りをしている。</p> <p>また、乳幼児の委託を受けた際、先輩里親から授乳やオムツ交換等、育児の方法をまとめた資料を提供してもらえ、先輩里親が育児を支えてくれた。</p>
	<p>里親保険に加入できると回答したもの</p> <p>里親会加入によるメリットは、保険の利用だと認識している。</p> <p>里親会に加入しないと里親保険に加入することができない。また、里親会は気軽に相談できる窓口でもあるし、その活動は会員同士の情報交換や児童同士の交流にもつながる。障害のある児童の養育の関係で、当時の里親会会長に多くの相談を聞いてもらい、アドバイスしてもらった。</p>
	<p>その他</p> <p>児童に対する支援制度や奨学金等については知識や情報がなく、児童相談所に対しては必要な時に問い合わせたものの、担当職員が多忙であるため、里親会や里親会で知り合った里親に教えてもらった。里親会に加入することにより、児童に対する支援制度等の情報を入手しやすいというメリットがあると感じる。</p> <p>全国里親会の広域の研修会の参加費を里親会が負担してくれ、交通費のみで参加することができる点にメリットを感じている。</p>

② 里親会に未加入の理由

里親会に未加入の理由について聴取したところ、未委託里親にとってのメリットが少ないこと、多忙等により活動に参加できないことなどが聴かれた。

未委託里親にとってメリットが少ないと回答したもの

仕事や家族の予定の都合が合えば、年1回程度は家族全員で里親会の交流会に参加した。

自分が社会的養護に関心があったため、他の里親やその家族から話を聞くことができ、様々な家庭や児童の状況を見ることができた点は参考になったが、受託していないため、その後も交流が続いたわけではなかった。

里親登録後6年くらいは加入したが、自分が希望する条件に合う児童の打診が1回だけであったこと、受託しておらず他の里親との日常的な交流や横のつながりが必要とならなかったことから、会費を支払ってまで加入する意味を見いだすことができなくなり、退会した。

養育里親等になった当初、里親会から「加入すると児童を預かる機会が多くなる」旨を聞いていたが、養育里親等に登録して5年近く経っても児童の委託がないほか、短期委託も一度もなく、加入の意味がないと思い退会した。

里親会のイベント等に参加していたが、参加する里親は児童（里子）を連れて参加しており、児童がいない私たち夫婦としては、何か居づらい感情が強くなり、3年ほどで退会した。

里親会の交流会やイベントの案内などがあるが、養育経験を積んだ者向けの専門的な内容で、養育の実体験が豊富な者やファミリーホームを将来設立することを考えている者など強い思いのある者であれば専門的な内容でもふに落ちる点が多々あると思うが、養育経験も乏しい者には、実感がなく難しくて付いていけない感じがする。

多忙等により活動に参加できないとするもの

里親にとって非常に重要な組織であると考えており、自助グループとして里親同士がお互いに助け合えたらとてもよいと思うが、私自身が忙しく余裕がないため、里親会が里親サロンなどの行事を開催しても、なかなか参加できない現状である。

また、里親会の活動がもっと充実すれば未委託里親のモチベーション維持などにもつながると思うが、同会の運営に携わっているのも里親自身で、役員もそれほど余裕があるようには見えないので、外部の機関から同会を支援することができればよいのではないかと考えている。児童相談所は業務多忙もあり支援が非常に難しいので、地域でのつながりという観点から、支援の主体は、里

親支援機関や児童家庭支援センターが良いのではないかと思います。

ただし、里親会を支援するに当たっては、児童相談所が里親子についての情報を出していないと対応ができない。個人情報の扱いに慎重になっているのだと思うが、余りにガードが堅すぎると里親の支援につながらないと思う。

③ 里親会に係る改善要望等

里親会に係る改善要望等について聴取したところ、里親会活動の土日開催、オンライン開催や活動内容の充実、里親保険の充実、会費負担の軽減、児童相談所による支援や加入推奨が聴かれた。

里親会活動の土日開催、オンライン開催

主催者（中心となって活動している方）の都合で日程や内容が決められているが、平日の開催が多く、共働き世帯は参加しづらい状況で、参加したいと思うような内容の行事もなかなかないと感じている。

里親会には既に退職した年齢の里親が多い印象がある。そのことが関係しているかは分からないが、平日に開催される活動が多く、参加できないことがあるため、土日祝日といった現役世代の里親も参加できる日程でも可能な限り開催してほしい。

研修等は遠方で開催されることが多く、参加するための移動時間が負担である。さらに、研修等には実子を連れて行けず、シングルマザーで実子の預け先がない里親が参加する際には、実子を何時間も1人にせざるを得なくなる。このため、遠方で開催される研修等にはほとんど参加できていないので、近場でも開催してほしい。また、オンラインでも研修等に参加できるようになれば間口が広がると思う。

里親会の活動内容の充実

里親会が主催する研修の内容については、在り来たりな話が多く、実用的で参考になる内容が少ないため、内容を改める必要があると感じる。本当に有意義な研修であれば、里親も児童を託児所に預けるなどして積極的に参加すると思う。単に講演やシンポジウム等を聞くだけではメリットが少なく、そのための時間を児童との触れ合いの時間に充てるほうが有意義だと思ってしまう。

	<p>高齢のため児童の受託ができない養育経験豊富な里親を「OB・OG 里親」として活用し、例えば、これまでの里親経験を研修や行事を通じて新任里親に伝えたり、養育に困っている里親の相談に乗ったりするなどにより里親の支援を行うことは、非常に役に立つと考える。</p>
	<p>以前住んでいた地域では、里親同士が頻繁にお茶会などを行ったり、里親会が主体的に、里親制度の認知向上のための周知・広報活動や賛助会員となってもらうための企業訪問を行ったりしていたが、現在の地域ではそのような活動は行われていない。里親会事務局が児童相談所に置かれていることがあり、里親会から児童相談所に要望を上げにくく、里親会自身が主体的に考えて活動することができないものと思われる。</p>
	<p>養育経験が乏しい者にとっても身近な話を聞くことができるよう養育経験別の交流の場があれば、有り難い。</p>
<p>里親保険の充実</p>	
	<p>児童が車や家の窓ガラスに石を投げた経験があるため、里親保険が家財等についても補償の対象となると有り難く感じる。</p>
<p>会費負担の軽減</p>	
	<p>会費の負担があるため、会費を0円にすれば加入が増えるかもしれない。里親の負担にならないように、行政による支援が必要ではないかと考えている。</p>
<p>児童相談所による支援や加入勧奨</p>	
	<p>里親会の運営の全てを里親が行うのは難しいと思うので、イベントの企画を児童相談所が支援する、充てられる経費（例えば、バスを使つての遠足の場合に旅程の検討、バスの手配等を旅行会社に依頼するための費用など）を公費で用意するなど、里親会活動への公的な支援があればよいと思う。</p>
	<p>児童相談所が里親会に里親名簿を渡していないため、里親会が加入勧奨に必要な里親の情報を十分に把握できず、加入率が低い。個人情報等の問題があるかもしれないが、同意を得た里親の名簿を里親会に提供し、児童相談所と里親会が連携して加入を勧奨すべきである。</p>